

第70回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム 1

子どもの性被害・虐待に立ち向かう

性的虐待を見つけ支援につなげる～司法の課題

掛川 亜季 (たちかわ市民法律事務所)

1. はじめに

性的虐待の認知件数は未だ多くはないが、暗数が多いと言われており、また、被害を受けた方に及ぼす影響は甚大である。

本稿では、性的虐待を取り巻く現状を概観したうえで、性的虐待の発見・予防のためにどのようなことが必要か、さらには性的虐待を取り巻く司法手続きについて概観したい。

2. 性的虐待を取り巻く現状

厚生労働省の公表資料によれば、令和3年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数207,659件中、性的虐待は2,247件であり、全対応件数の1.1%に過ぎない。近年の全相談対応件数に占める割合は変わらないが、件数は増加傾向にある。

なお、きょうだい等、「保護者」ではない者による家庭内性加害はネグレクトに分類される。これは、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「虐待防止法」という。）上、児童虐待の定義が、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う」行為（同法第2条）と限定されていることによる。このような保護者による行為に限定されていることに関して、最近、芸能事務所で多数の子どもへの性加害がなされていた事件や、宗教関係者からの加害、保育施設や学校等で生じる加害等、保護者とは必ずしもいえないが、子どもに関わる大人からの子どもに対する加害にどのように対応する

かが課題となっている。もっとも、虐待防止法第3条では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」とされており、刑事罰の対象にもなり得るものであって、誰からのものであっても性的虐待を含むいかなる虐待行為も許されないことは明白である。

性的虐待に関する刑事的対応の現状についてみると、令和4年の検挙件数は強制性交等（監護者性交等を含む）141件、強制わいせつ（監護者わいせつを含む）185件、児童福祉法違反7件、児童買春・児童ポルノ法違反31件、青少年保護育成条例違反1件の合計365件となっている。なお、この数値は児童虐待事件に限ったものであり、それ以外の子どもが性被害を受け検挙されている数はさらに多い。

刑事法的対応の件数は、児童相談所の児童虐待相談対応件数と比較しても多いとはいえないが、被害を受けた子どもへの刑事事件化が与える影響のほか、有罪立証の壁などが存在するものと推測される。

3. 性的虐待の発見・予防のために

少々大きい話となるが、子どもが性的虐待の被害を含め、権利侵害を受けた際に声を上げることができるためには、子ども自身が権利を知らなければ声を上げることが難しい。また、子どもが声を上げた際にそれを適切に受け止められなければ、安心して子どもは声を上げることはできないし、権利侵害から守られもしないことになってしまう。しかし、現在の日本ではまだまだ子どもの権利について理解が浸透しているとは言えない状況である。

この点、2023年4月に、こども基本法が施行され、

こども家庭庁が設置された。こども基本法では、子どもの権利条約の精神にのっとった子どもの権利保障が謳われている。特に、子どもの権利条約の4つの一般原則である①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）、④生命、生存と発達に関する権利が盛り込まれたことは注目される。今後、同法が効果的に運用されることで国内の子どもの権利に関する理解が進んでいくことが期待される。

子どもの権利条約の中には性的虐待に主に関係するものとして、第19条1項（父母を含む監護者からの性的虐待を含むあらゆる形態の暴力や虐待、不当な取り扱いまたは搾取からの児童の保護）、第34条（あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護すること）が挙げられる。

改めて子どもが声を上げやすい環境がどのようなものかを考えてみると、以下の要素が考えられる。①具体的にどのようなことが権利侵害にあたるのかを知っていること、②権利侵害があったときにはどのように対応すればよいかを知っていること、③身近な信頼できる相談先があること、④相談したとしても責められないこと、守られること。

これらの要素について、現在の日本の状況はどうか。①②に関して、現時点では子どもの権利の視点での教育が不足していると言わざるを得ない。その結果、子ども自身に権利があることの認識がなく、権利侵害が起きたその時点でNOと言えず、権利侵害が起きた後にも声を上げることができない。殊に性的虐待に関連する性教育の分野では、学習指導要領のいわゆる「歯止め規定（学習指導要領に記載されている以上の事柄を取り扱ってはならないものとされる）」の存在や、「行き過ぎた性教育」等と批判されることを恐れて、教育現場の萎縮が生じている影響を見逃すことはできない。

③についても、身近な大人が信頼できれば開示できるであろうが、そのような大人が存在しなかったり、思い悩む気持ちを相談できる場所、あるいは相談を受けた大人が対応に困った場合に相談できる身近な相談先、例えば、各自治体の子どもの権利救済機関は設置が現状では限られている。今後の設置促進が期待される。

また、③にも関係するが、④に関しては、相談したとしても守られると子どもが信頼できるためには、子どもの恐れ、すなわち、「性的虐待を告白した場合、こ

れまでどおりの生活ができなくなるのではないか」「大人が事実を否定するのではないか、自分の訴えを信じてくれないのではないか」「恥ずかしいこと、汚れてしまった、自分のせいだ」といった不安や意識を理解したうえで、大人が適切に対応できるかが問われている。特に男児の場合には、被害が軽く受け止められがちである。また、相談を受けた大人は、子どもに対してどのような法的枠組みがあり、どのように子どもが守られるか、どのようなプロセスとなるかの大枠を知るとともに、子どもに対して正確な説明や適切な対応ができる機関へと滞りなくつなぐことが求められる。

以上を要約すれば、子ども・大人とも、事態が起きた後ではなく、事態が起きる前から知識を持つことが必要であり、子どもは、自身に権利があり、声を上げてよいのだということを、また、大人は、性的虐待特有の慎重な配慮を要する事柄も含めて子どもへの向き合い方、対応や連携先を理解し実践できるようになっていることが重要である。

4. 性的虐待と司法手続

性的虐待に関係する司法手続（司法対応）として想定されるものとして、(1)子どもの安全を確保するための措置、すなわち、一時保護や施設入所措置等の児童相談所を中心として行われる児童福祉領域の手続、(2)加害者への刑事罰、(3)加害者への損害賠償請求等の民事責任を問う手続がある。今回は紙幅の関係上、(1)(2)について、近時の法改正の動向も踏まえて法制度を概観したい。

(1) 子どもの安全を確保するための措置

①一時保護

児童相談所長（または都道府県知事。多くの場合児童相談所長に委任されている。）は、必要があると認めるときは、各種措置をとるに至るまでの間、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために、一時保護を行い、または適当な者に委託して一時保護を行わせることができる（児童福祉法第33条1、2項）。

一時保護の期間は2か月を超えてはならないとされているが（同条3項）、必要があると認めるときは引き続き一時保護を行うことができる（同条4項）。もっ

とも、この引き続きの一時保護を行うことが親権を行う者または未成年後見人の意に反する場合には、児童相談所長は引き続き行おうとする 2 か月ごとに、家庭裁判所の承認を行わなければならない（同条 5 項）。

つまり、一時保護当初は、親権者が一時保護に同意していなくとも、一時保護は児童相談所長が「必要があると認めるとき」可能である。しかし、2 か月を超えても一時保護を継続する必要があるときには、親権者等が反対している（「意に反する」）場合には、児童相談所長の判断のみでは一時保護の継続は不可であり、家庭裁判所の審判手続を踏む必要がある。この手続は通常の家事審判手続よりも迅速に行われる運用であるが、一方家庭裁判所手続内での親権者等の意見陳述の機会が必要とされている。

なお、令和 4 年の児童福祉法改正において、一時保護について、事前あるいは一定の場合事後 7 日以内に司法審査を要する旨の改正がなされ、令和 7 年施行予定である。現在施行に向けて準備作業が進められているが、一時保護をめぐる実務運用に少なからぬ影響があるものと見込まれる。

②施設入所等の措置

一時保護中に調査をし、あるいは親権者等の保護者と面接を繰り返しても、なお保護した児童を家庭に直ちに返すことができない場合には、乳児院・児童養護施設等の施設入所の措置あるいは里親宅等への委託措置が検討される。これらの措置に親権者が同意しない場合、家庭裁判所の審判手続を経ることが必要となる。

児童福祉法第 28 条にその具体的な規定があり、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、施設入所等の措置をとることが親権者等の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置をとることができる（同条 1 項）。この承認に基づく措置がなされた場合で、親権者等の意に反する状況が続くときは、2 年ごとに家庭裁判所の更新の承認審判が必要となる（同条 2 項）。

以上、見てきた児童福祉法 28 条の手続では、親権者等の意見陳述の機会のほか、通常家庭裁判所調査官の調査の形で子どもからの意見聴取もなされ、審判まで数か月を要する（親権者等が事実を否認したり、調査に時間を要する場合等にはより長期間となること

ある）。

③親権喪失、親権停止

施設入所等措置といった親子を引き離すだけでは子の安心安全が害されるおそれがある場合、民法上の制度である親権喪失、あるいは親権停止が検討される。

親権喪失は、父または母による虐待または悪意の遺棄があるときその他父または母による親権の行使が著しく困難または不適當であることにより子の利益を著しく害するときに認められる（民法第 834 条）。親権停止は、父または母による親権の行使が困難または不適當であることにより子の利益を害するときに認められる（民法第 834 条の 2）。

いずれも家庭裁判所の審判の形による。いずれも戸籍に記載される等重大な影響が及ぶこともあり、要件を充足しているかの判断のための資料は厳密に要求される。

以上のような子どもの安全を確保するための方策について、親権者等の意に反する場合、あるいは、親権喪失等の手続を採るためには、いずれも裁判所の判断を経る必要がある。裁判所からの申立てを認める判断を得るためには、立証（疎明）資料の提出が求められる。特に性的虐待事案では、加害親権者（及びそれに同調する非加害親権者）は、虐待事実を否認することが多い印象であり、立証資料の確保が重要となる。一方で、性的虐待を含む児童虐待は家庭内で行われ、証拠が乏しいことが多い。

まずは客観資料（物証）の保全が必要である。身体の傷・あざや何らかの痕跡等、失われやすい客観証拠の保全のためにも、早期に被害を受けた子どもが申告できる安全安心な環境と、適切な検査体制があることが望まれる。

また、客観証拠が乏しい場合には子ども本人の供述が決定的に重要になることが多いため、子どもをさらに傷つけることなく、いかに証拠力の高い供述を保全できるかが大事であり、次項で述べる被害事実確認面接・三機関共同面接が性的虐待の場合には特に大切となる。

(2) 被害事実確認面接・三機関共同面接

被害事実確認面接とは、司法面接の手法を用いて子どもの二次被害を避けつつ、子どもの供述特性（認知、記憶、表現能力が未発達で暗示・誘導の影響を受けやすい）を踏まえて専門的な訓練を受けたインタビュー

アーにより、誘導性が低い形でその子どもが経験した事実を聴き取る面接であり、三機関とは児童相談所と警察、検察を指すが、その三機関が連携して代表者が司法面接の手法を活用して聴取することによって、子どもが何度も聴取されずに済むようにするものである。平成27年10月に厚労省・最高検察庁・警察庁が通知を発出し取組が進んでいる。

しかし、系統的診察・多機関協同面接の実施可能な機関が限られていることや、情報共有や多機関連携のための法的枠組みの未整備、面接実施までに時間を要する場合のケアの在り方、刑事事件の密行性（捜査の秘密保持）と福祉領域での保護者対応・措置等の司法手続での主張や立証との兼ね合い、また、刑事事件関係者の司法面接に関しての理解状況等、課題は多い。

(3) 加害者への刑事罰

性的虐待罪といった虐待に特化した形での刑罰は日本にはないが、近時の法改正では未成年者に対する被害の防止に向けてさまざまな改正がされている。

強制性交等罪・強制わいせつ罪について、従前より、13歳未満であれば、暴行または強迫がなくとも同罪に問われたが、2017年に監護者わいせつ・性交等罪（刑法第179条）が設けられた。同罪は、18歳未満の者に対し、その者を現に監護するものであることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為あるいは性交等をした者を処罰対象とした。監護者性交等罪施行（平成29年7月）から令和2年12月までの起訴件数は、監護者性交等で207件、監護者わいせつで117件あり、一定程度活用されていることが窺われる。

さらに、2023年6月、刑法および刑事訴訟法が改正された。性的虐待に主に関係する部分をピックアップすると以下のものが挙げられる。

①強制わいせつ罪・強制性交等罪の名称および要件の見直し

暴行または強迫との成立要件から、「同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」わいせつな行為・性交等をした場合に犯罪成立と変更された。これに伴い名称が「不同意わいせつ・不同意性交等」と変更となった。

②性交同意年齢の引き上げ

従前の13歳未満か否かとの線引きを、16歳未満（但

し、被害者が13歳以上16歳未満のときは5歳以上年上の者による場合のみ）について①の不同意要件がなくとも犯罪成立とした。

③16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

いわゆるグルーミングへの対応等を想定したものであり、わいせつ目的の面会要求や映像送信要求について一定類型を処罰対象とした。

④性犯罪についての公訴時効期間の延長

不同意性交等罪等を15年に延長する等、各罪について延長された。なお、被害者が犯罪行為終了時に18歳未満の場合、その犯罪行為が終わった時から被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算するものとされた。

⑤被害者等の聴取結果を記録した録音・録画媒体に係る証拠能力の特別

刑法上の性犯罪、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ法の特定犯罪の被害者であって、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備または公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者について、供述およびその状況を録音録画を同時に行う方法により記録した記録媒体について、一定の場合証拠とすることができることとされた。ただし、その記録媒体が裁判所に提出された場合でも、供述者を反対尋問する機会を訴訟関係人に与えている。

5. 今後に向けて

子どもの安全を確保するための措置に関しても、刑事司法手続についても改正が繰り返されている現状であるが、これらはすなわち現状の日本の法制度にまだまだ改善すべきところがあることを示しているともいえる。

常に情報をアップデートしていく必要があるが、性的虐待という大きな課題に取り組む際に、常に子どもの権利が保障されているか、特に虐待の場面では子どもに対する保護的側面が色濃く出るが、子どもが権利の主体であり、子ども自身が主体的に人生を歩んでいくことができるためにどのような対応が必要か、という視点を忘れずに今後の取組が進むことを願っている。